

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

【地域ケアプラザの設置目的と本会の理念】

地域ケアプラザは条例にある通り「市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する」施設です。これは「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなで作ります」という本会の活動理念と合致しています。

私たちは豊田地域ケアプラザを拠点として、自治会町内会を中心とした地域住民、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、各種地域団体、区役所や区社会福祉協議会等と協働することで子どもから高齢者、障害児者等地域に暮らすすべての人たちが孤立することなく、地域の一員として自分らしく暮らせる地域共生社会を目指します。

【具体的な取組】

1 設置目的を踏まえた施設運営

地域の福祉・保健活動の推進のため、栄区地域福祉保健計画「さかえ・つながるプラン」に取り組み、「福祉のまちづくり」「地域包括ケアの実現」を目指します。『地域活動交流』『地域包括支援センター』『生活支援体制整備』『居宅介護支援』『通所介護』の5部門が連携することで、個別課題及び地域課題を解決し、地域共生社会の実現を目指します。

2 公共施設としての認識

地域ケアプラザは横浜市の公共施設であり、地域の身近な福祉施設として、地域活動支援、相談支援、福祉保健サービスなどを提供する社会資源です。地域ケアプラザの建物や各事業を実施する職員が住民のためのものであることを意識し、地域課題の解決を念頭に事業を実施します。

3 これまでの地域ネットワークを大切にしまちづくり

本会は平成6年5月の開設当初から運営に携わっています。これまで25年にわたり築いてきた地域の皆様や地域団体、各関係機関とのネットワークを大切にしながら、今後も地域で必要とされる社会資源を「創り、育て、つなげる」ことを基本として、各事業を実施します。

4 信頼される適切な運営

公正・公平な運営を行い、横浜市の施設として住民の皆様から信頼いただけるよう、法令遵守・情報開示・説明責任・個人情報保護を念頭に事業を実施します。

5 効率的・合理的な経営

コスト意識を持ち、予算内で適正な運営を行うため、収支状況の確認や経費節約を行うなど資源の有効活用を心がけます。高額な業務委託や物品購入については、本会の入札の仕組みを活用し本会の規模を活かした効率的・合理的な経営を目指します。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

【地域の特色・魅力】

豊田地区は栄区で最も広い地域で、柏尾川に沿って東側は住宅が多く西側は工場地帯となっています。高齢化が全体的に進んではいますが、町丁別では本郷台4丁目が高齢化率45%以上と最も高く、長尾台町では約21%など地域により偏りがあります。また長沼町や長尾台町などマンションや住宅の開発などにより子育て世代が増えている地域もあります。

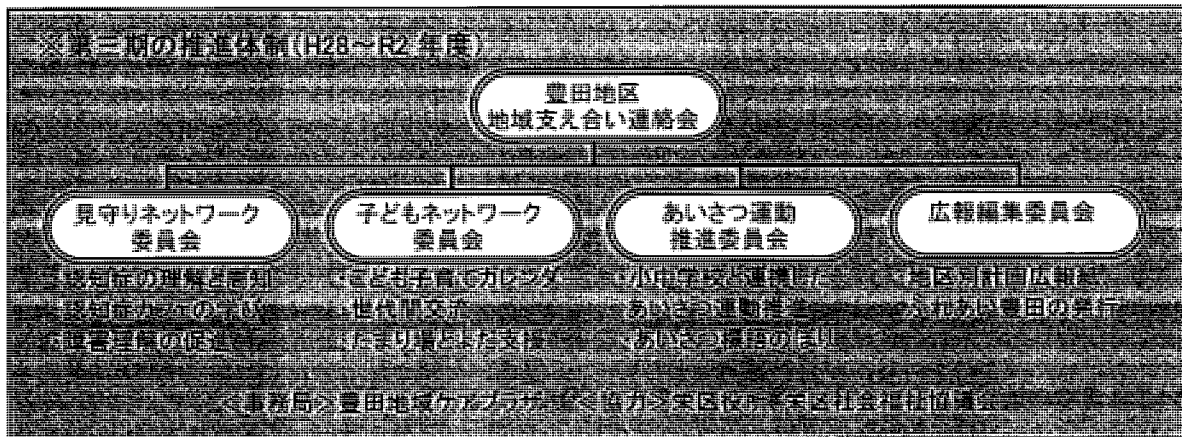
交通面では本郷台・戸塚・大船の3駅が最寄り駅となりますが、そこからのバス利用が必要な地域が多いにも関わらずバス便が減少しています。スーパー等の店舗の少なさも、地区内での移動や買い物については課題があります。

地区内には飯島市民の森があり、整備された『せせらぎ緑道』や柏尾川沿いを散歩する方も多く、田谷や金井町には農地も多いなど、自然豊かな地域でもあります。また『田谷の洞窟』や『長尾砦跡』『三島神社』など歴史ある旧跡も多く、魅力あふれる地域です。

1 福祉保健計画・地区別計画を通じた連携

豊田地区連合と地区社会福祉協議会を中心に幅広い人材で構成された「豊田地区地域支え合い連絡会」が推進母体となり、第3期の地区別計画では「みんなの居場所“たまり場とよだ”の発足」「ちよいボラグループ“飯島お手伝い隊”の旗揚げ」等着実に成果を挙げています。

今後も支え合い連絡会やその中の各小委員会とともに地域課題を見つめ、学び、解決策を考え、実現する、着実な取り組みを続けます。



2 地域包括ケアシステムを通じた連携

主に民生委員児童委員や自治会町内会の方より地域包括支援センターに寄せられる個別の相談から浮かび上がる地域課題について、地域ケア会議で共有し解決策について検討します。区役所や区社会福祉協議会、さらに地域の医療関係者や介護保険事業所等様々な専門職とも連携し、安心して暮らせる地域づくりを推進します。また地域ケア会議等で得られた解決策等は支え合い連絡会へ反映し、地域の取り組みへとつなげます。

3 利用団体との連携

地域ケアプラザを利用する様々な団体や区ボランティアセンターでもある区社会福祉協議会と連携し、団体の活動を活かしてボランティア活動へとつなげるコーディネートを行ったり、また団体同士をつなげていくことで活動の活性化や課題の把握を行い、団体の活動支援を行います。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

1 地域との連携

- ・個別の相談については、自治会町内会や民生委員児童委員と地域包括支援センターが連携し、一人ひとりの生活を支えます。地域包括支援センターは地域に最も近い総合相談の窓口として、気軽に相談できる場となるよう努めます。
特に地区民児協とは地域ごとの民生委員児童委員と情報交換会を開催し、心配な方の情報や対応について細やかな情報交換を行うなど連携を深めます。
- ・地域の中で展開されている各種サロンや元気づくりステーション、シニアクラブ等での集まりの際、地域包括職員や生活支援コーディネーター等が参加し、介護予防体操や健康・成年後見等に関する講話などを行います。地域の活動に関わる中で心配な方を見つけ、地域包括支援センターにつなげるなどします。
- ・ケアプラザで開催されている子育てサロン等で心配な親子が見つかった際には、ボランティアの方に親子に寄り添ってもらうとともに地域活動交流コーディネーターと相談し、区役所等適切な相談機関へつなげます。

2 行政との連携

- ・各部門の事業を通じて、区役所内の専門部署の職員と密に連携します。地域包括支援センターでは主に高齢障害支援課や生活支援課、生活支援コーディネーターは主に地域包括ケア推進担当、地域交流コーディネーターは主に事業企画係と日々事業の中で連携を深めます。
- ・地区支援では、区政推進課が中心となって各課横断的に組織されている「地区支援チーム」に地域ケアプラザも参画し、豊田地区に関する情報・課題や支援方針について共有します。

3 区社会福祉協議会との連携

- ・区役所同様、区全体の地域福祉推進を担っている区社会福祉協議会とも密に連携します。
- ・個別の相談では、地域包括支援センターや居宅介護支援と区社会福祉協議会の実施しているあんしんセンターやボランティアセンターと連携します。地域支援では地域交流コーディネーターや生活支援コーディネーターが地域福祉保健計画の推進やボランティアグループ支援、生活支援体制整備事業の推進等で深く連携します。

4 その他関係機関や他地域ケアプラザとの連携

- ・医療と福祉の連携では、地域包括支援センターが地域ケアプラザ協力医をはじめとして近隣の医療機関や地区薬剤師会と連携し、勉強会を開催してお互いの情報を共有したり、協力して地域や事業所に向けた講座を開催するなどします。
- ・また地域と福祉事業所の連携を深めるため、民生委員児童委員と居宅介護支援事業所との連絡会を開催し協力体制を構築します。
- ・他地域ケアプラザとは区役所や区社会福祉協議会が開催する各部門の連絡会等を通じて連携し、区全体として福祉のまちづくりが推進するよう協力しています。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

1 法人の理念

本会の活動理念は「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなで作ります」ことです。地域におけるつながりづくりや地域福祉活動を支援し、地域住民、関係団体、区社協や行政等との協働により「誰にも居場所や役割があり、支えあえる地域社会」の構築を目指しています。

2 基本方針(長期ビジョン・横浜市地域福祉保健計画)について

本会では活動理念の実現に向け「長期ビジョン(2025年度到達目標とした基本方針)」及び「中期計画(長期ビジョンに基づく5年単位の事業計画)」を策定し、5つの重点取組を中心に事業を展開しています。また、横浜市地域福祉保健計画は横浜市役所と本会が共同事務局として策定しており、長期ビジョンや中期計画とも方向性を合わせて推進しています。

3 業務実績について

本会では、市内における地域福祉の推進を目的とする団体として、多様な実績があります

(1) 小地域福祉活動支援

自治会町内会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会等との協働により、単位自治会町内会圏域や地区域における住民相互のつながりづくり(サロン、子ども食堂等)、見守り活動、助けあい活動の支援を実施。

(2) 区域・市域における重層的な支援体制づくり

市・区社会福祉協議会が連携して小地域から区域・市域における支援体制づくりを展開。(ボランティア・NPO等と連携した子どもの居場所づくりの推進、社会福祉法人・施設の地域貢献活動の推進、企業と連携した食支援の実施等)

(3) 権利擁護の推進

日常生活自立支援事業、法人後見事業の実施、市民後見人養成・活動支援事業、障害者後見的支援制度の受託実施により、高齢者、障害者等の権利擁護を推進。

(4) 指定管理施設の運営

地域ケアプラザ(17施設)、老人福祉センター(5施設)、地区センター(1施設)、ウィリング横浜、横浜あゆみ荘、横浜市社会福祉センター

(5) 災害時対応体制の推進

横浜市災害ボランティアネットワーク会議の運営、被災地支援及び支援の経験を踏まえた横浜市における災害ボランティア支援体制の推進

(6) その他

ウィリング横浜の運営を通じた福祉保健人材の育成、ボランティアセンター運営を通じたボランティア活動の推進、障害者支援センター事業による障害者団体支援等

4 地域ケアプラザ事業への貢献実績

(1) 市内全地域ケアプラザの連絡会事務局運営

市域での職員連絡会や所長会の事務局を担い、共通課題の検討や研修を実施。

(2) 地域ケアプラザの人材育成

地域ケアプラザコーディネーター共通研修、新任所長研修を受託実施

(3) 生活支援体制整備事業の推進支援

区社会福祉協議会と連携し、地域ケアプラザ等に配置されている2層コーディネーターへの支援(地域課題の検討、研修実施、事業創出、事例集等による取組の可視化)を実施。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 予算の執行状況

予算の執行にあたっては、過不足ないよう支出経過を見るなど予算管理を徹底し、また必要に応じて予算の補正も適切に行っています。また、平成 30 年度決算においても計算書類の通り経常増減差額及び当期活動増減差額ともに支障ない運営を行っており、健全な経営に努めています。

2 法人税等の滞納の有無

法人税や消費税、固定資産税など納税に係る業務については、公認会計士事務所に一部業務を委託し、また同者の指導の下適切な納付に取り組んでいます。現時点で滞納などはありません。

3 財政状況の健全性

法人全体の財政状況については、月次試算表作成に合わせ流動比率や人件費比率、経費比率などを確認し、情報把握に努めています。また、施設の運営状況については、法人本部と連携し収支状況を常に把握し、収支状況を確認しながら事業活動が滞ることがないように努めています。

法人全体としては、市の施設整備に協力した結果の負担がありますが、施設運営に影響を与えるものではありませんので、健全な財務状況となっています。

4 安定した経営ができる基盤

本会財務状況は、予算管理を徹底することでより安定した経営ができるよう努めています。日々の経費支出から資産等の管理に至るまで、予算の範囲内で行うことを前提とし、必要に応じて予算の補正を行うことで安定した事業活動が行えるよう進めています。

また、本会では平成 29 年度より会計監査人による監査を行っており、財務・会計等の指導・助言を随時受け、社会福祉法人会計基準を順守した財務活動をおこなっています。その上でより安定的な経営が行えるよう、内部検討は勿論、所管局でもある横浜市健康福祉局との連携も密に行いながら法人運営に努めています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

地域ケアプラザ業務の質が高まるよう、福祉における多様な事業を経験した人材を育成し、適切な人員配置を行います。

1 所長予定者の配置について

本会は、市内で多数の福祉施設の運営や幅広い福祉事業を実施しています。所長予定者には、施設管理者として必要な経験のある管理職、もしくは区社協における地域福祉の推進や地域ケアプラザでの勤務実績がある職員を内部登用により配置します。

2 必要な職員の確保、適正な配置について

常勤職員は、介護保険関連の専門職採用による配置や法人内部における地域福祉の推進に意欲ある職員の配置を行います。

本会の人材育成計画及びキャリア形成支援制度による有資格者の確保と法人スケールを活かしジョブローテーションにより継続的に適切な人材の配置を行います。

また、外部へ向けて職場説明会や交流会を実施し、有資格者の確保に努めていきます（非常勤職員は、公採用にハローワークへの求人やホームページ掲載、新聞折込広告などにより公募を行います。地域の雇用の場としての認識をもち、できる限り地域の方を採用することにより、地域ケアプラザと地域をつなぐ役割を担ってまいります。）。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

1 本会の人材育成について

本会では「人材育成計画」を作成し、「横浜市社協が組織として遵守すべき規準」を柱として、初任者から幹部までの職位ごとの「求められる職員像」や地域ケアプラザの職種別に経験年数に応じた「職務遂行能力」を具体的に示しています。それらに基づき、全職員に対して人事考課制度を導入しており、法人全体の方針を踏まえた個人目標設定・業務遂行・自己評価・上司の評価・指導を職員ごとに行って人材を育成しています。

さらに、新任職員を対象とする教育システムとして「新人育成リーダー制度」を実施し、職場における日常的なOJT（実務を通じての教育・訓練）体制を構築しています。

2 地域ケアプラザの職員育成について

横浜市と本会が作成した「地域ケアプラザ業務連携指針」や本会独自の以下の指針に基づき、地域ケアプラザに従事する職員の育成を行っています。定期的に各々の業務能力を確認しながら、自身に不足している部分を明確化し、足りないスキルを向上することで質の高いサービスが提供できるよう取り組んでいます。

- (1) 地域ケアプラザ基本指針
- (2) 地域ケアプラザ業務指針
- (3) 地域ケアプラザが取り組む地域支援～5 職種連携-地域づくり編～
(保健師等、主任ケアマネジャー、社会福祉士、地域活動交流コーディネーター、生活支援体制整備コーディネーター)
- (4) 地域ケアプラザ自己評価シート
- (5) 地域ケアプラザ業務に取り組む姿勢

3 研修計画について

法人の研修計画に基づき、各地域ケアプラザにおいて非常勤を含め研修計画を作成し、職員一人一人が求められる役割を遂行するために必要な研修を実施し知識・技術の向上に努めます。新人育成リーダーの配置を始め、非常勤職員も含め日常的にOJTを実施ししていくと共に、外部研修にも積極的に参加し、全体的に資質を向上に努めます。

【組織内研修 主な内容】

- (1) 実務研修
介護保険基礎研修、地域ケアプラザ職員研修（5 職種連携・相談対応研修等）、
介護予防支援研修、地域活動交流コーディネーター研修、
2 層生活支援コーディネーター研修、サブコ・コミスタ研修 等
- (2) 職場研修
個人情報保護研修、権利擁護・人権研修、認知症研修、事故防止・緊急時対応研修、
介護予防研修、虐待防止・身体拘束研修、感染症研修
- (3) 基幹研修
人権研修、コンプライアンス研修、コミュニティソーシャルワーク研修、
階層別研修（対象別：新採用職員、新人育成リーダー、主任、管理職員など）
地域福祉実践力向上研修、法人全体研修 等
- (4) 課題別研修
苦情解決研修、権利擁護の視点を学ぶ研修 等

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

地域ケアプラザは、乳幼児から高齢者、障害児者など様々な市民が利用する施設です。快適・安全に利用していただくために、施設の衛生管理やバリアフリー設備の保持に努めます。また、地域ケアプラザを利用される市民の皆様が安心して利用できる施設となるよう、設備の故障等により利用者に不便をおかけすることの無いように、区役所と十分に連携し施設の維持管理に努めます。

【具体的な取組み】

豊田地域ケアプラザは平成6年5月開所から昨年度で25年を迎えました。経年劣化による老朽化はしていますが、平成30年度に冷温水発生装置や給水塔の交換、令和元年度に火災報知設備の更新工事を行うなど区役所と連携して必要な修繕を実施しています。今後も引き続き安全で使いやすい施設運営に努めます。

1 快適・安全に利用していただくために

- ・ 日常清掃や定期清掃により施設を清潔に保持します。また館内に手指用の消毒液を設置して利用者の衛生に配慮します。
- ・ 施設内の案内図や表示について利用者からの声をもとに、よりわかりやすく見やすくなるよう努めます。

2 法令に基づく施設・設備の管理

- ・ 建築物、建築設備、電気、消防等の各種法令に基づき保守点検作業を確実に実施します。

3 定期的な保守点検

- ・ 設備の管理について、日常点検と年間を通じて委託業者の専門職による定期点検を実施し、施設の不具合により利用者に不都合を生じさせない様に、早期発見早期対応を心がけます。

4 今後の修繕計画

- ・ 全館 LED 化
- ・ 建物外、玄関につながる階段下の凸凹解消
- ・ その他、都度必要な小破修繕を行います。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

1 事故防止の取り組み

- ・ヒヤリハット事例や他施設の事件事例を共有します。本会では運営施設における事故発生状況について取りまとめ、毎月の法人内施設長会議において情報を共有し、同様の事故が発生しないように注意喚起を行います。
- ・法人内施設長会議での情報は毎月の職員会議の中で各部門職員へも情報共有し、必要な対応等について検討します。
- ・事故対応マニュアルについて、必要に応じて改定します。

2 緊急時の対応

- ・事故や急病等緊急時には、本会としてその対応の詳細を定めた「事故・ヒヤリハット判断基準及び事故・災害等対応マニュアル」に則り、速やかに区役所等の関係機関へ連絡し、連携を取りながら対応します（例：怪我人が発生した場合、マニュアルのフローチャートに則り受診の必要性について判断、また「事故」「事務ミス」「ヒヤリハット」についても判断し適切に報告・対応します）。

3 その他

- ・防犯や防災に対して、犯罪や災害発生時に地域と協力体制が取れるよう、日頃から関係づくりを進めます。福祉避難所の役割を果たすため、各種マニュアルや事業継続計画の整備、防災訓練や研修を計画的に行います。

(3) 災害に対する取り組みについて

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

1 福祉避難所開設訓練

- ・区防災計画に基づき、福祉避難所の開設訓練を計画的に実施し、発災時、適切に運営できるよう備えます。訓練にあたっては、栄区役所を中心に作成された「避難所運営ゲーム（横浜市福祉避難所版）」を活用します。

2 参集訓練

- ・発災時を想定して、定期的に職員の参集訓練を実施しています。自宅から地域ケアプラザまで、災害を想定した道順で、徒歩もしくは自転車でどれくらいの時間がかかるのか把握します。また、道程で危険箇所がないか、より良い道順はないか等の確認もします。

3 その他

- ・区防災計画に基づき、「福祉避難所開設・運営マニュアル」を作成し定期的に更新します。
- ・福祉避難所としての備蓄の準備や管理を区役所と連携し適切に行います。
- ・発災時に安否確認の必要なケースについては、日頃から地区社会福祉協議会、民生委員児童委員の方々と情報共有を行います。

イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

1 各種計画の作成

- ・消防法に基づき消防計画を作成、火災等の場合の自主防災組織や地震の際の避難場所等について定めています。
- ・豊田地域ケアプラザは一部が土砂災害警戒区域となっているため、水防法に基づき避難確保計画や土砂災害対応マニュアルを作成し迅速な避難ができるよう備えています。

2 災害に備えた日頃の取組み

- ・災害時にはまず安否確認が不可欠となるため、地区で取り組まれている日頃の見守り活動について把握します。あわせて「本郷台見守りネットワーク」等の定期的な会議に参加して心配な方を積極的に把握していきます。
- ・地域包括支援センターで把握した個別ケースや、介護保険事業者等のサービス提供から把握した支援が必要な方を地域の見守りの取組につなげます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

【基本的な考え方】

地域ケアプラザは横浜市の公共施設であることを認識し、常に地域住民や利用者の視点に立った対応を心がけるとともに、介護保険サービス事業者等に対しても公正・中立な立場で、利用者やその家族に介護保険サービス事業者を紹介する際は、偏りが生じない様に情報提供します。

1 利用者への公正・中立な情報提供

- ・地域包括支援センターが介護保険利用に際してケアマネジャーを紹介する場合、複数の事業所の情報を伝えることで、利用者が自ら判断し選択できるよう努めます。
- ・情報提供を行う際、特定の事業所に偏る事が無いよう、所内での情報共有を進めます。

2 介護保険事業所との公正・中立な連携

- ・公正・中立に情報提供が出来るよう、ホームページを活用して利用者へお伝えすることで、特定の事業所に情報が偏らないようにします。

3 施設利用の公正・中立な対応

- ・施設利用時、特に部屋予約に関してより公平に対応できるよう、会場利用団体連絡会等において広く意見を伺い、必要に応じて予約方法を改善するなど利用者のために柔軟に対応します。

4 コンプライアンスの推進

- ・本会の職員は、関連する法律・諸規定を遵守し、社会福祉を担う職員として、公私ともに常に良識を持った行動をとることを心がけます。その取組みとして、「コンプライアンスハンドブック」を全職員が携帯し、公正・中立な立場で業務にあたります。
- ・法令順守にとどまらず、積極的に市民の願いや期待に応え、行動することを目指します。地域福祉の推進役として職員一人ひとりが改善意識をもって考え、行動し、地域や関係機関との協働のもと、地域の福祉課題の解決に取り組めます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

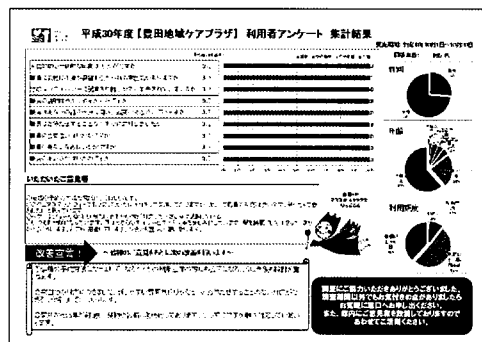
利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

地域ケアプラザは横浜市の公共施設です。利用者からの希望や要望に添える様、各部門が業務改善に取り組みます。また利用者アンケートや日常的な利用者とのコミュニケーションの中から意見を収集し業務改善に繋がります。要望や苦情は業務改善の機会と捉え、部門会議等で検討し、改善に取り組みます。

1 利用者アンケートの実施

- 年1回利用者アンケートを実施。アンケート結果を基に改善計画を立て、改善に向けた取組を実施します。また、その取組を「改善宣言」とし、アンケートの集計結果とともに施設内に掲示します。



2 施設利用者からの意見収集について

- 館内にご意見箱を設置し、施設を利用される方々から広くご意見をいただく体制を整えています。ご意見をいただいた場合には速やかに職員会議等で改善に向けた取組を検討し業務の改善に取り組みます。

3 苦情への対応

- 苦情はその大小に関わらず真摯に受け止め、事業内容や対応が適切に実施できるよう反映します。利用者個人の尊厳を尊重し、利用者の権利を擁護する仕組みの一つとして苦情解決を位置づけ、サービスや事業の質の向上につなげます。
- 本会の「苦情相談対応マニュアル」に沿って体制を整えています。受付担当者、実務責任者（所長）、所管部長、苦情解決推進チーム、総括責任者という流れで苦情の解決にあたります。

4 法人内での事例の共有について

- 法人運営の施設で発生した苦情対応事例について、本会の法人内施設長会議で報告を行います。
- 法人内施設長会議での情報は毎月の職員会議の中で各部門職員へも情報共有し、必要な対応等について検討します。

5 運営協議会の開催

- 運営協議会を年2回開催、運営委員の方々よりご意見をいただき、施設の運営へ反映します。

6 その他

- 地域包括支援センターの相談の中でいただくご意見、ボランティア交流会や利用登録団体連絡会、開催した講座や事業の参加者へのアンケート等によりご意見やニーズの把握に努めます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

「個人情報保護法」「横浜市個人情報保護に関する条例」に基づき策定されている本会の「個人情報取扱マニュアル」により、適切に個人情報を管理・使用します。また運営に関する情報は積極的に公開することで説明責任を果たし、施設運営に関して市民から信頼を得られるよう努めます。また、個人情報保護や人権に関する研修を定期的に行い、職員の意識啓発をすすめ、適切に対応できるよう努めます。

1 個人情報の管理

(1) 個人情報の管理

個人情報が含まれるケースファイル・データ保存の媒体等は施錠管理を徹底し、必要時以外の外部への持ち出し禁止及び机上放置をしません。契約書等の外部持ち出しが不可欠な場合は、上司の許可を得て書類持ち出し管理簿により確実に管理し、訪問先から直接帰宅しない、自転車の荷物カゴへは盗難防止カバーをかぶせる等、細心の配慮に努めます。また、書類送付時は原則として、直接持参か郵送で対応し、誤りがないよう複数の職員で確認します。パソコンを廃棄する際は、職員立会いの下、データを確実に消去します。

(2) パソコンのパスワード設定

パソコンはパスワード設定を行い、起動時やスクリーンセーバーからの復帰の際は、パスワードを入力しないと使用できないように設定します。またパソコン本体もセキュリティワイヤーでデスクに固定します。

(3) 個人情報の回覧

個人情報に係る文書回覧については、内部が見えないケースに入れて回覧を行い、回覧後は施錠管理を徹底します。

(4) 守秘義務の徹底

守秘義務については、毎年行う個人情報保護研修の中で全職員に対して徹底するよう意識の向上を行います。

2 情報の公開

- ・法人の運営状況について、本会ホームページにて公開している他、事業計画や事業報告の冊子を窓口に設置する等、積極的に情報公開へ取り組みます。
- ・情報公開について請求を受けた場合には、本会の「保有個人データの開示等の請求に関する規程」に基づき対応します。

3 研修の実施と参加

- ・個人情報の取扱については年度当初の職員全体会議において全職員を対象に研修を実施します。
- ・本会主催のLGBT・ハラスメント研修などの人権研修へ定期的に参加し、当事者の状況や背景を受け止め、多様性を認め合う社会づくりを目指します。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

1 環境への配慮

- ・ゴミの少量化・分別・リサイクルへの取組(ヨコハマ3R夢)を進めるため、ゴミ自体を減らすとともに、ゴミを排出する場合は適切に分別を行い、大切な資源としてリサイクルに取り組みます。また、リサイクルペーパーなどエコロジー商品を積極的に購入します。
- ・地球温暖化への対応(横浜市地球温暖化対策実行計画の推進)として、未使用の部屋の消灯、クールビズ・ウォームビズを推進し、空調機の室内温度設定を夏は28度、冬は20度として節電に努めるなど、施設運営の省力化を進めます。

2 市内中小企業への優先発注

- ・業務委託や物品購入などの発注については、横浜市中小企業振興条例と本会経理規程に基づき、中小企業への優先発注を意識した取扱いを行います。特に100万円以上の費用が発生する契約については、市内中小企業を優先指名することを規定した本会業者指名基準要綱に則り、本会業者選定委員会においてその対象となる業者を選定しています。

3 障害就労施設等からの物品等の積極的な調達

- ・障害者就労施設等からの物品等の積極的な調達について、本会は『よこはま障害者共同受注総合センター事業』を横浜市から受託し、企業や行政等からの市内対象施設への受注促進等に取り組んでいますが、本施設においても物品調達の際は、区内の障害者就労支援施設等へ発注します。

4 男女共同参画の推進

- ・女性が活躍できる環境を整備し女性活躍の取組を加速させるため、本会は『女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画』を定め、女性職員が、職業生活において十分に能力を発揮できる雇用環境づくりを進めています。
- ・本施設の運営においても、職業生活と家庭生活との円滑な両立を可能にするため、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、定期的及び不定期にも面談を実施する等、本人の意思が尊重される機会を積極的に設けます。

5 障害者の就労推進

- ・本会は独自に定めた『障害者雇用推進方針』に基づき、法定雇用率を達成しています(令和元年6月現在3.42%)。今後も各職場で障害の有無に関わらず各職員がいきいきと働ける職場づくりを目指し、本会全所属における雇用推進に取り組めます。
- ・就労支援センター等とも連携し、各施設における障害者雇用推進に取り組めます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

各時間帯・各部屋が福祉保健活動に有効活用されるよう、部屋の特徴や時間帯ごとに利用が想定される団体へ情報提供を行うとともに、地域ケアプラザについてより多くの方に知っていただくことで利用率アップを目指します。情報提供にあたっては、必要な人に必要な情報が届くよう、関係機関のネットワークを有効に活用します。

1 施設利用の促進

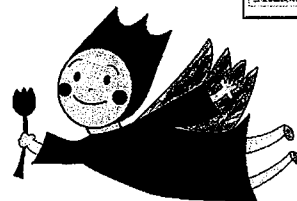
- ・現在の利用状況は、多目的ホールとボランティアルームの利用率が高く、特に多目的ホール・平日午後 I (12～15 時) は 100% の状況で、「部屋が取りにくい」というお声をいただくこともあります。逆に利用目的が限られる調理室はどの曜日・時間帯とも利用が少ないなど、部屋や時間帯により偏りがあります。
- ・利用に際して不公平が生じないように、利用申込開始日(原則毎月 1 日)に抽選を行うなどしていますが、より公平な仕組みになるよう、会場利用団体連絡会等にて利用団体からの声を聞きながら改善します。
- ・施設利用の促進のために、部屋利用について地域ケアプラザの広報紙で周知するほか、関係機関や団体の会議等に参加する際に情報提供を行います。

曜日別稼働率	利用件数(延べ)		利用者数(延べ)			
	1,321件	多目的ホール	調理室	ボランティアルーム	地域ケアルーム	
9時～12時	平日	94% (89)	40% (12)	80% (75)	38% (10)	
	土	72% (90)	6% (5)	22% (60)	3% (10)	
	日祝	78% (59)	0% (11)	7% (21)	0% (4)	
12時～15時	平日	100% (100)	53% (61)	90% (91)	18% (25)	
	土	53% (65)	13% (10)	56% (65)	3% (0)	
	日祝	74% (43)	0% (13)	11% (43)	3% (4)	
15時～18時	平日	78% (74)	51% (58)	82% (70)	7% (5)	
	土	47% (50)	13% (10)	28% (30)	0% (0)	
	日祝	60% (39)	0% (0)	11% (25)	0% (4)	
18時～21時	平日	50% (46)	2% (0)	14% (14)	0% (0)	
	土	9% (16)	0% (0)	0% (7)	0% (0)	
	日祝					

※平日は概算稼働率と比べ20ポイント以上上昇、土曜日は下降、日祝日は概算稼働率の稼働率

2 情報提供の方法

- ・地域ケアプラザの広報紙を毎月 1 回 2,000 部発行し、豊田連合町内会自治会の協力を得て自治会町内会で班回覧をするほか、エリア内の市民利用施設や区内地域ケアプラザ、区役所、区社会福祉協議会等でも配布します。
- ・広報紙は地域ケアプラザの情報のみならず、活躍している地域の方々や活動も紹介することで地域活動を応援するとともに、幅広く福祉活動への関心を高められるよう工夫します。カラー刷りとし、写真を多くすることで読みやすいと好評です。
- ・インターネットでもブログを開設するなど、幅広い媒体でケアプラザや施設について知っていただけるようにします。
- ・平成 30 年度には地域ケアプラザ開設 25 年を記念してマスコットキャラクターを募集。小学生の書いてくれたキャラクターに決まりました。より親しみを持っていただけるよう活用します。



豊田地域ケアプラザ
マスコットキャラ
りっぷるん

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

【基本的な考え方】

「断らない相談支援」を目指し、幅広く寄せられる相談に対応するとともに、日頃から区役所や関係機関と連携を図り、情報提供を速やかに行います。また地域の状況をアセスメントし、特徴やニーズを整理・把握するとともに、様々な分野の相談者に対しても適切に対応します。

1 地域に最も身近な相談窓口として

- ・高齢者、子ども、障害児者、生活困窮者、引きこもり等、相談者の状況や抱えている問題に関わらず、まずは受け止め相談者の主訴を理解します。介護に関する相談は地域包括支援センターが対応するとともに、内容に応じて適切な相談窓口へ引き継ぎ、課題の解決へとつなげます。

2 困難ケースへの対応

- ・高齢の親とひきこもりがちな壮年の子ども、ごみが片付けられない一人暮らし高齢者など困難なケースも増えてきています。それらに対しても地域包括支援センターを中心に関わり、世帯との信頼関係を構築します。介護保険制度で対応したり、地域のボランティアグループや民生委員児童委員等の担い手とともに支えたり、地域ケアプラザの自主事業へつなげるなど、あらゆるつながりを活かして対応します。
- ・自らSOSを発信できない方については、民生委員児童委員やつながりのある近隣の方を通じてコンタクトを取り、必要に応じて訪問するなど、その方の状況に応じて柔軟に対応します。

3 自主事業や地域の中で

- ・子育てサロンの中で気になる親子については、担い手の方に様子を確認していただくとともに、必要に応じて子育て支援者や区役所へ橋渡しをしたり、虐待が疑われる場合は区役所や関係機関と情報共有しながら適切に対応します。
- ・地域活動交流コーディネーターや生活支援コーディネーターが行っている茶話会や、スリーA（頭の体操）、スクエアステップ（体操）などの事業の中で心配な方を把握した場合には、地域包括支援センターにつなげます。

4 個別から地域へ

- ・個別相談で把握される様々な課題は、地域包括支援センターで開催する「地域ケア会議」等を通じて民生委員児童委員をはじめとした地域の担い手や関係機関で共有、今後の対応方針や解決策について検討します。
- ・地域で必要とされる取り組みについては、地域福祉保健計画で取り組むべき課題として地域活動交流・生活支援コーディネーターから支え合い連絡会へ提案し検討、実践につなげます。

5 相談窓口の周知

- ・地域ケアプラザ自主事業のほか、地域の高齢者サロンや子育てサロン、高齢者体操教室等の利用者に対して、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーターが連携して相談窓口の周知を行います。
- ・また広報紙やチラシ、インターネットを活用することで、様々な分野の相談者に対しての情報提供を行います。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

【基本的な考え方】

地域ケアプラザを運営する上で、区役所や地域内の関係機関及び区内各専門機関との連携が最重要です。日頃からの顔の見える関係作りに努め、情報共有や連携できる関係づくりを目指します。

所内においては、地域ケアプラザが日常生活圏域における地域支援を進めるため、本会が作成した「地域ケアプラザが取り組む地域支援～5 職種連携編～」の考え方により、地域活動交流コーディネーター、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターが協働し、地域課題の把握、地域支援を進めます。

1 職種連携

- ・各職種の強みを活かして個別・地域の課題解決を目指します。
地域活動交流・生活支援体制整備等の事業や関係団体との連携の中で心配な方を把握、地域包括支援センターへとつなぎ、居宅介護支援や通所介護で必要な介護保険サービスを提供したり、地域ケアプラザの自主事業や地域のボランティア活動へつなぐことで一人ひとりの生活を支えます。
- ・把握した個別課題は地域課題としてとらえ、前述のとおり地域ケア会議や支え合い連絡会等で地域や関係機関・団体とともに解決策を検討・実施します。
- ・所内では全職種の参加する常勤職員会議のほか、各部門での会議や地域支援会議を毎月実施し、各職種の持つ情報共有を行うとともに支援方針等について検討します。

2 近隣施設との連携

- ・地域ケアプラザの隣にある豊田地区センターとは「みんなの居場所たまり場とよだ」の会場として協力を得ているほか、成年後見制度の研修を共催するなど日々連携します。また 10 月に開催する地域ケアプラザの「秋祭り」と地区センターの「地区センターまつり」を同日開催とし、共通スタンプラリーを行うなど、協力して地域住民への PR も行います。
- ・エリア内の小中学校、支え合い連絡会の小委員会である「子どもネットワーク委員会」と連携し、「とよだ子ども情報交換会」を行っています。今年度は「放課後の学習支援」をテーマとし、各学校における学習支援活動や地域での無料の学習支援活動等に関する情報交換や課題の共有を行いました。
- ・その他近隣の保育園や小中学校の子どもを受け入れ、地域ケアプラザのデイサービス利用者との交流や認知症に関しての学びを提供するなど、次世代育成や福祉教育も推進します。

3 地域密着型サービス事業所との連携

- ・地域包括支援センター担当圏域内にある地域密着型サービス事業所で開催される運営推進会議への参加等を通じ、各施設職員や自治会長、民生委員児童委員と情報交換等を行いながら、地域包括ケアシステムの実現にむけて連携を強化していきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

【基本的な考え方】

地域福祉推進において重要な役割を担っている施設として、地域の関連団体とネットワークを結び連携することは基本であり、非常に重要です。地域での活動や団体の会合へ定例的に参加や働きかけを行うことで、情報把握や提供を行い、連携を深めます。

1 地域団体との連携

- ・豊田地区社会福祉協議会の役員会や理事会、評議員会等に参加します。
- ・豊田地区民生委員児童委員協議会の定例会に参加します。
- ・豊田地区連合町内会自治会の広報部会等に参加します。
- ・豊田地区支え合い連絡会やその他小委員会に事務局として参加します。
- ・その他、保健活動推進委員会や豊田地区シニアクラブ連合会、NPO 法人積み木等の会合に必要な応じて参加します。
- ・地域のミニデイサロン等に参加し、介護予防の体操プログラム、介護保険の説明、権利擁護に関する講話等を提供するとともに活動状況の把握を行います。

2 地域ケアプラザ事業での連携

- ・生活支援コーディネーターが開催する「ミニデイサロン連絡会」では、地区内で活動している15を超える団体が集い、情報交換や介護予防体操に関する研修などを行います。
- ・地域活動交流コーディネーターが開催する「会場利用団体連絡会」では、貸館登録している団体が集まり、情報交換やお互いの活動状況の紹介を通して連携します。
- ・地域包括支援センターで開催する「地域ケア会議」では、個別相談から把握された課題について、民生委員児童委員や地区社会福祉協議会等の地域関係団体、区役所や区社会福祉協議会、介護保険事業所、医療機関とともに共有し解決策の検討を行います。

オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

【基本的な考え方】

区の事業等に積極的に参加・協力し、区政運営方針（連携の力で「地創地福」へ！）の実現のために各関係課と協働を進めます。

1 将来を見据えた持続可能なまちづくりのために

(1) セーフコミュニティ活動での協働

- ・平成30年に再認証を得た栄区独自の取り組みである「セーフコミュニティ」に対し、地域ケアプラザとしても連携協働します。
- ・「こども安全対策」「児童虐待予防対策」では、地域ケアプラザで開催している子育てサロンにおいて、怪我の予防に関する周知を行うとともに、心配な養育者について区こども家庭支援課など適切な相談先につなぎます。
- ・「高齢者安全対策」では区高齢障害支援課と連携しミニデイサロンや体操教室などを支援することで健康づくりを進め、転倒予防や各種事故の予防につなぎます。

(2) 災害対策での協働

- ・地域ケアプラザは「福祉避難所」として指定されています。福祉避難所開設・運営マニュアルに基づき、毎年福祉避難所の開設訓練を行うとともに、避難物資等について整備することで発災時のスムーズな開設・運営を目指します。また、区高齢障害支援課で開催する福祉避難所連絡会等に積極的に参加します。

2 福祉保健・健康づくりの推進による安全・安心のまちづくりのために

(1) 福祉や健康づくりを地域ぐるみで推進

- ・地域福祉保健計画推進にあたっては、区政推進課を中心に組織されている「地区支援チーム」に参加し、地域の情報を共有しながら、地区別計画の推進を支援します。特に令和3年度からはじまる第4期計画の策定・推進について支援を進めます。
- ・健康寿命延伸のため、区高齢障害支援課と連携しエリア内でのミニデイサロンや体操教室、元気づくりステーションの活動支援を行います。
- ・健康づくり係と連携し、がん検診の周知や乳がん触診モデル等を活用したセルフチェックの周知を行います。また食生活改善推進員の実施する事業へ協力するとともに、子育てサロン等で食生活に関する啓発を行います。
- ・生活困窮者自立支援制度について、生活支援課で推進しているアウトリーチパートナー制度の周知に協力するほか、個別相談対応についても連携して対応します。

(2) 高齢者や障害のある方が自分らしくいきいきと暮らすための取組を推進

- ・横浜型地域包括ケアシステム構築のため、高齢障害支援課と連携し地域ケア会議を活用した地域の見守り体制の推進や福祉保健計画・地区別計画と連携し地域の仕組みづくりにつなぎます。
- ・地区別計画と連携し、障害理解講座を地域向けに開催するなど、地域共生社会の実現を目指します。

(3) 未来を担う子どもたちを健やかに育むための取組を推進

- ・こども家庭支援課や地域子育て支援拠点等と協力し、地域ケアプラザで開催されている子育てサロンや子育てサークルにおいて仲間づくりを行うとともに、養育者の不安解消のための情報発信や相談対応などを実施します。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

【基本的な考え方】

栄区地域福祉保健計画「さかえ・つながるプラン」は社会福祉法第 107 条に基づく、福祉保健分野の各計画を総括したものであり、生活の基盤である地域づくりを推進する計画です。

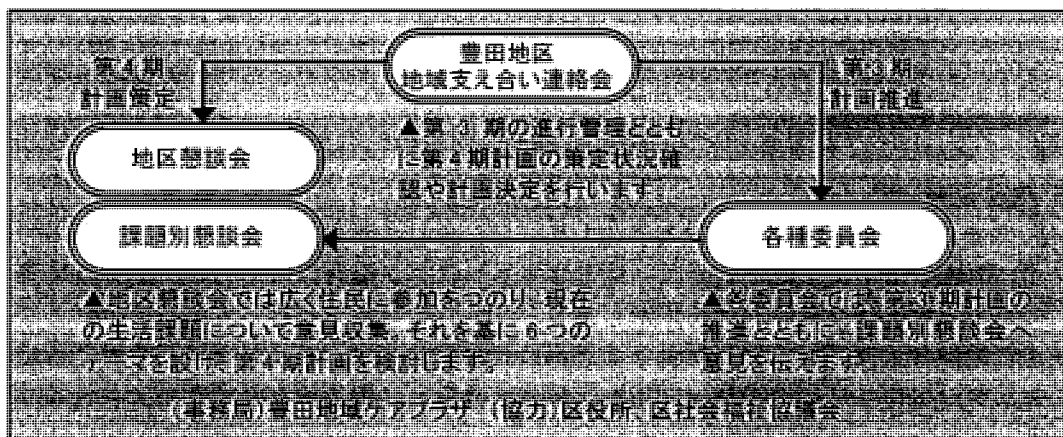
地域ケアプラザでは、区全体計画の推進主体の一員として区や区社会福祉協議会とともに取り組みます。あわせて地域主体の計画である地区別計画の推進についてその推進母体である豊田地区地域支え合い連絡会や各小委員会を地区支援チームの一員として支援することで地区別計画のスローガン「みんなで見守り合い、みんなで支え合う…“お互いさまがあたりまえ”」を目指します。

1 第 3 期地区別計画の推進

- ・ 連合町内会自治会や地区社会福祉協議会、地区民児協、地区シニアクラブ連合会、保健活動推進委員会等地域の担い手で構成された「豊田地区地域支え合い連絡会」を中心に地域主体で進めます。
- ・ 支え合い連絡会の中に「見守りネットワーク委員会」「子どもネットワーク委員会」「あいさつ運動推進委員会」「広報編集委員会」の 4 つの小委員会で具体的に推進します（各委員会の内容は P2 に記載）。
- ・ これらの活動に対し、地域ケアプラザは事務局として関わり、地区支援チームとともに支援します。地区支援チームでは地区の情報を共有し、支援方針等について確認します。

2 第 4 期地区別計画の策定

- ・ 令和 3 年～7 年度の第 4 期計画については第 3 期の動きを活かしながら、新たな課題に取り組むべくすでに策定を開始しました。支え合い連絡会を中心に、以下のような体制で進めます。



3 区全体計画の推進

- ・ 地域ケアプラザの各事業を着実に実施することで、区全体計画の推進に寄与します。
- ・ 区で開催する地域福祉保健計画策定推進会議やさかえ・つながるフォーラム等に参加し、区域での計画推進に積極的に協力します。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・こども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

地域に設置された施設という利点を活かし、自主事業を通じて福祉保健活動の開発や実施、新たな福祉課題に対する取組を地域の実情やニーズに合わせて行います。また、区役所や区社会福祉協議会等関係機関との協働により、子ども・障害児者支援に係る事業についても実施します。

誰もが安心して生活できる地域になるよう、幅広い地域福祉活動の促進を地域活動交流部門と生活支援体制整備事業、地域包括支援センター部門が協働で取り組みます。

1 高齢者分野

- ・茶話会やスリーA（頭の体操）、スクエアステップ（体操）等を毎月開催、周辺地域の高齢者の参加の場とするとともに仲間づくりや健康づくりを行います。また参加者の健康状態を把握し、変化のある方については地域包括支援センターに繋げ、相談や介護保険制度へつなぎます。
- ・長年自主事業として行ってきたレコード喫茶を今年度からボランティアグループの自主活動とし、開催支援を行っています。自主事業は地域ケアプラザが把握したニーズへ先駆的に取り組むものであり、状況に応じて自主活動化し、新しいニーズに対応する自主事業に取り組みます。

2 子ども分野

- ・未就園児の家族が集う子育てサロンを開催し、集団生活をする前の子育て世代を支援します。長年同じボランティアグループの協力のもと開催しており、きょうだい児などで久しぶりに参加する保護者も安心して過ごせる場とします。
- ・将来の人材育成のため、エリア内の小学校と連携し福祉教育を行います。特に高齢者や認知症の理解を深めるため、生活支援コーディネーターや地域包括支援センター3職種と連携します。また、子どもネットワーク委員会と協力し、中学生以上の子ども向けの夏休み期間中の福祉活動体験講座を開催します。

3 障害者等分野

- ・障害のある方が地域で孤立することなく、自分らしく暮らすために、障害理解の啓発に努めます。地域向けの啓発については、見守りネットワーク委員会と協力し、障害当事者やその家族の方から話を聞く講座などを開催します。
- ・また地域ケアプラザで毎月開催する茶話会の昼食会では、エリア内にある障害者地域活動支援センターで作っている商品（弁当）を活用するなど、障害者が活躍できる場を提供します。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

【基本的な考え方】

地域ケアプラザの貸館事業が、地域の方々に有効に利用していただけるよう最新の空き状況の提供を行うとともに、ご利用される団体からの意見や要望を伺う機会を定期的に設け、いただいたご意見を施設運営に反映していくことで、利用される方々の視点に立った利用しやすい施設づくりを目指します。

1 空き情報の提供

- ・最新の空き状況について、問い合わせいただいた際に正確な情報をお伝えするとともに、より幅広い情報提供のため、インターネットを活用した情報提供について検討します。

2 利用者の声に基づいた改善

- ・毎年行う利用者向けアンケートにおいて、場の提供についての声をいただき、必要に応じて改善していきます。
- ・会場利用団体連絡会を通じて利用に関するルールの確認や情報提供を行うとともに、利用に関する意見や要望を伺います。

3 広報紙等での周知

- ・毎月発行している地域ケアプラザの広報紙において、毎回1団体ずつ利用登録団体の紹介を行います。また、施設の利用についても紹介します。

4 備品等の更新

- ・経年劣化や故障などで不備のある備品を順次更新し、安全かつ快適な利用につなげます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

地域のボランティアセンターとして登録・コーディネート・育成・情報発信等の機能を担います。特に地区別計画でも必要とされている地域活動の担い手育成について、今後取り組みを強化します。

1 ボランティアの育成・登録

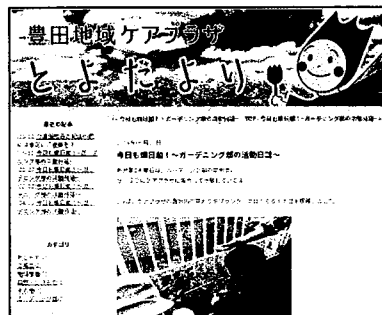
- ・生活支援コーディネーターと連携し、地域デビュー講座を開催、ボランティア活動や地域活動への参加のきっかけづくりを行います。
- ・シニア世代の個人ボランティア育成のため、よこはまシニアボランティアポイント登録研修会を開催します。
- ・育成したボランティアについては、地域ケアプラザに登録していただくほか、区社会福祉協議会のボランティアセンターにも登録いただくよう勧めます。
- ・また、登録をしたばかりの方のため、はじめてでも参加しやすいボランティア活動について情報をとりまとめ、スムーズに提供できるようにします。
- ・現在ボランティア活動をしている方のために傾聴講座等、スキルアップ講座を行います。
- ・将来の人材育成のため、中学生以上の子どもたちへの夏休み期間中のボランティア体験講座を子どもネットワーク委員会と協力して開催します。

2 コーディネート

- ・地域ケアプラザに地域の困りごとについて相談いただいた場合、内容を確認した上で対応します。ケアプラザの登録ボランティアや「飯島お手伝い隊」、区ボランティアセンターでの対応等、ケースに応じて丁寧にコーディネートします。
- ・また、ボランティアのみでは困難なケースについては地域包括支援センターや生活支援コーディネーターと連携し、適切に対応します。

3 情報発信

- ・ボランティアに関する情報については、地域ケアプラザの広報紙を中心にを行います。また、インターネットを使える世代も増えてきているため、ホームページにおいて広報紙を掲載するほか、ブログなども活用して情報発信を行います。



エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

地区民児協定例会などの地域活動者の会議や、サロン等の地域事業に参加した際には、地域から得た情報などを各地域の支援記録に整理し、部門間で情報を共有することで地域の課題把握に努めます。また、地域アセスメントシートを定期的に5職種で協議しながら更新し、そこから見えてくる課題に対して、解決に向けた取組を検討します。

地域活動団体同士の情報交換ができる場や、ケアプラザからの情報提供の場を設けることを目的に、会場利用団体連絡会や地域サロン連絡会などを開催して、団体同士の協力・連携などの関係づくりを進めます。

- ・地区民児協定例会や地区社会福祉協議会等に参加した際に情報収集・提供します。
- ・会場利用団体連絡会やボランティア交流会等を開催し、情報収集・提供します。
- ・広報紙やホームページ、ブログ等を活用し広く情報提供に努めます。
- ・広報紙やチラシをエリア内の市民利用施設や区役所、区社会福祉協議会に配架するほか、身近な医院や薬局等、配架させてもらえる場所を増やします。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

生活支援体制整備事業では高齢者の「生活支援」「介護予防」「社会参加」の状況を整えることが求められますが、事業の基礎となるのはニーズです。個別相談や地域支援の中で見えてくる様々なニーズを積極的に把握・分析し、各職種と共有することで連携を図りながら事業を推進します。

1 個別相談におけるニーズ把握

- ・地域包括支援センターでの相談対応や、地域活動交流へのボランティア依頼、居宅介護支援の利用者、通所介護の利用者等から見える困りごとや制度の狭間にあるニーズなどについて把握します。

2 地域支援におけるニーズ把握

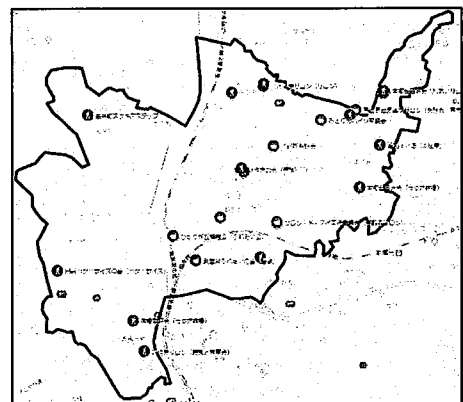
- ・地域のサロンや体操教室、シニアクラブ等様々な場所に出向き、参加者や担い手の方々とコミュニケーションを取る中でニーズを把握します。
- ・地区民児協や地区社会福祉協議会、支え合い連絡会、飯島お手伝い隊運営委員会等の会議に参加し、担い手の方々とコミュニケーションを取る中でニーズを把握します。
- ・把握したニーズや各種情報は地域支援記録に記載し、共有できるようにします。

3 その他のニーズ把握

- ・「健康づくりアンケート」など必要に応じて行う調査活動の結果からニーズを把握します。

4 ニーズの分析や共有

- ・それぞれの職種が把握したニーズについては、5 職種会議で共有するほか、区社会福祉協議会や区役所等とも共有します。
- ・生活支援コーディネーターで調査した地域の健康づくり活動についてまとめたり、地域での体操教室やサロンなどについて Google Map 上に落とし込み、その情報等を使って現状分析を行います。



5 その他

- ・職員それぞれの専門性を高められるよう、日常的に OJT を行うとともに、研修参加の機会等を確保し、多職種の役割等についても理解できるよう働きかけ、個々のスキルアップと施設全体のチーム力の向上を図れるよう努めます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

- ・地区支援チームにおける情報共有など、それぞれの機関の特徴を活かし一体的に関わることで民間企業やNPO法人等と子育てや高齢者など全世代を対象にした横浜型地域包括ケアシステムの構築を目指します。
- ・改正された社会福祉法では、社会福祉法人の地域における公益的な取り組みが求められています。地域の一員として社会福祉法人の強みを活かし、取り組みが進められるようエリア内の社会福祉法人等と検討の場を開催するなどネットワーク構築を図り、地域課題の解決につなげます。
- ・地域ケアプラザの強みを活かし、個別ケースの情報収集を行い、移動販売等の個人の生活に密着した社会資源の情報を把握し、マップ化等分析に努めます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

「協議体」は地域主体でまちづくりを行うために、地域の担い手や関係機関・団体等が集まり、課題の共有や解決策を検討・実施するための「場」の名称です。豊田地区では地域福祉保健計画地区別計画の枠組みを活かすため、見守りネットワーク委員会を協議体の機能を持った場として推進します。

1 地域福祉保健計画・地区別計画との連動

- ・生活支援体制整備事業では高齢者を取り巻く様々な課題について検討、解決策を考え実施していくため、豊田地区では見守りネットワーク委員会を協議体の機能を持つ場として推進します。
- ・見守りネットワーク委員会では、高齢者の見守り体制づくりや認知症理解の促進、障害理解等について取り組みます。
- ・これからの課題となると思われる、移動や買い物の課題については、第4期地域福祉保健計画策定と連動し、課題の共有や解決策の検討を進めます。

2 関係機関による支援

- ・地域福祉保健計画への支援と同様に、各関係機関や団体により支援します。特に地区支援チームにより区や区社会福祉協議会とともに情報を共有し支援します。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

誰もが安心して暮らせる地域を目指すためには、既存の地域の活動やサービスを支援し、継続・発展させていくとともに、新たな活動やサービスの創出とそれに伴う担い手の発掘・育成が必要となります。それらについて、地域福祉保健計画と連動させて地域や関係機関・団体等とともに推進します。

1 現状の把握と分析

- ・地域において現在行われている様々な活動やサービスについて、生活支援コーディネーターをはじめ、地域活動交流コーディネーターや地域包括支援センター3職種などそれぞれの職種で把握し、情報の取りまとめを行います。
- ・情報を共有し、活動の立ち上げが必要と思われる地域やその内容について5職種で分析・検討し、支援の方向性を確認します。またそれらの情報については区や区社会福祉協議会とも共有します。

2 新たな活動の創出と支援

- ・地域において新たに活動を創出する場合、地域主体の動きとならないと長続きしません。協議体等の検討の場を地域住民とともに重ねることで活動の必要性を認識し、地域に適した開催方法を考え、メンバーを集めていくことで継続される活動へとつなげます。
- ・新たな活動が始まった際には、地域ケアプラザは運営の支援を行い、活動規約や予算、助成金、運営手法などの情報提供を行い、活動が軌道に乗る様に支援します。

3 既存の活動支援

- ・地域で行われている活動等については、定期的に活動の様子を見に行ったり、担い手の方々とお話をするなどコミュニケーション取り、状況を把握、必要に応じて支援します。
- ・また地域ケアプラザで行うサロン連絡会や会場利用団体連絡会など様々な団体が集まる場において活動状況を把握し、必要に応じて支援します。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

総合相談は相談者の年代や状況、相談内容に関わらず対応していく必要があるため、ここではP15に記載した高齢者・こども・障害者等の分野での総合相談の内容を再掲します。

「断らない相談支援」を目指し、幅広く寄せられる相談に対応するとともに、日頃から区役所や関係機関と連携を図り、情報提供を速やかに行います。また地域の状況をアセスメントし、特徴やニーズを整理・把握するとともに、様々な分野の相談者に対しても適切に対応します。

1 地域に最も身近な相談窓口として

- ・高齢者、子ども、障害児者、生活困窮者、引きこもり等、相談者の状況や抱えている問題に関わらず、まずは受け止め相談者の主訴を理解します。介護に関する相談は地域包括支援センターが対応するとともに、内容に応じて適切な相談窓口に引き継ぎ、課題の解決へとつなげます。

2 困難ケースへの対応

- ・高齢の親とひきこもりがちな壮年の子ども、ごみが片付けられない一人暮らし高齢者など困難なケースも増えてきています。それらに対しても、地域包括支援センターを中心に関わり、世帯との信頼関係を構築します。介護保険制度で対応したり、地域のボランティアグループや民生委員児童委員等の担い手とともに支えたり、地域ケアプラザの自主事業へつなげるなど、あらゆるつながりを活かして対応します。
- ・自らSOSを発信できない方については、民生委員児童委員やつながりのある近隣の方を通じてコンタクトを取り、必要に応じて訪問するなど、その方の状況に応じて柔軟に対応します。

3 自主事業や地域の中で

- ・子育てサロンの中で気になる親子については、担い手の方に様子を確認していただくとともに、必要に応じて子育て支援者や区役所へ橋渡しをしたり、虐待が疑われる場合は区役所や関係機関と情報共有しながら適切に対応します。
- ・地域活動交流コーディネーターや生活支援コーディネーターが行っている茶話会や、スリーA（頭の体操）、スクエアステップ（体操）などの事業の中で心配な方を把握した場合には、地域包括支援センターにつなげます。

4 個別から地域へ

- ・個別相談で把握される様々な課題は、地域包括支援センターで開催する「地域ケア会議」等を通じて民生委員児童委員をはじめとした地域の担い手や関係機関で共有、今後の対応方針や解決策について検討します。
- ・地域で必要とされる取り組みについては、地域福祉保健計画で取り組むべき課題として地域活動交流・生活支援コーディネーターから支え合い連絡会へ提案し検討、実践につなげます。

5 相談窓口の周知

- ・地域ケアプラザ自主事業のほか、地域の高齢者サロンや子育てサロン、高齢者体操教室等の利用者に対して、連携して相談窓口の周知を行います。
- ・また広報紙やチラシ、インターネットを活用することで、広く情報提供を行います。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

認知症のある方でも安心して暮らせる地域づくりを目指します。認知症の方やその家族を支援する体制ができるよう地域住民や関係機関・団体と連携し、認知症についての啓発や本人・家族の集いの場づくり、見守り体制構築などに取り組みます。

1 現状の把握

- ・地域包括支援センターの総合相談で認知症の方に関する相談を受け、本人や家族からのニーズを把握するとともに、地域の現状について把握します。
- ・地域包括支援センターで開催している「介護者の集い」を通して、参加した本人や家族の状況確認を行うとともに、ニーズを把握します。

2 本人・介護者支援

- ・認知症の人や家族の視点を重視しながら、介護者の悩みの共有等ができる場として、介護者のどいを定期的に開催します。
- ・また本人ができることを活かして社会参加できる1つとして、「ガーデニング部」を開催。園芸や畑作業をボランティアとともに行います。

3 認知症サポーターとの協働

- ・認知症サポーターの集まりである「ロバともよだ」とともに、認知症に関する啓発について検討・実施したり、認知症に関する学びを進めます。

4 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

- ・地域ケア会議で認知症の方の見守りについて検討し、そこで出た意見や方向性を地域福祉保健計画推進のために開催されている見守りネットワーク委員会に提示することで、具体的な地域での取り組みについて検討・実施します。
- ・認知症の人や家族、地域住民などの誰もが気軽に立ち寄り、孤立防止や介護者の負担軽減等を目的とした「集いの場（認知症カフェ等）」の立ち上げ支援を見守りネットワーク委員会とともに進めます。

5 認知症医療連携

- ・栄区における認知症に関する現状や課題を踏まえ、認知症の方の早期発見・早期受診につながるよう、かかりつけ医や認知症初期集中支援チーム、区役所等との連携を推進します。



ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

虐待や経済的な侵害など権利侵害を受けている、または受ける可能性が高い高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を送ることができるよう、個別ケースの対応を行うとともに、権利擁護についての周知等を行います。

1 現状の把握

- ・地域包括支援センターの総合相談で虐待を受けている方や受けている可能性のある方を確認し、状況について把握、対応します。
- ・区や区社会福祉協議会と毎月開催している定例カンファの中で虐待ケースについて情報を共有し、現状を把握、支援方針について確認します。

2 地域における権利擁護の啓発

- ・地域包括支援センターが権利擁護の身近な相談窓口であることを地域の自治会町内会の会合や地区民児協、地域の食事会、サロン等の場に出向き、周知します。
- ・成年後見制度や身元保証、あんしんセンター等の基礎知識に関する講座を行います。

3 高齢者虐待防止

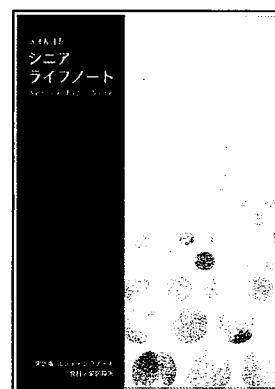
- ・虐待ケースについて区や区社会福祉協議会と共有するとともに、高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護保険事業所や医療機関との日常的なコミュニケーションを円滑にしておくことで虐待の早期発見・早期対応・未然防止を目指します。

4 消費者被害等の防止

- ・急増している詐欺等の消費者被害への対応や未然に防止するため、住民主体の見守り活動との連携を強化します。
- ・地域ケアプラザの広報紙で最新の情報を掲載するとともに地域のサロン等へ出向き、注意喚起を行います。その他、消費者被害の適切かつ早期の解決を目指し、横浜市消費生活総合センターとの連携も強化します。

5 本人の自己決定支援

- ・人生のいざという時に備えて、自分の意思を書き残しておけるよう作成された栄区版エンディングノート、「シニアライフノート」を活用した書き方講座を開催します。
- ・シニアライフノートを記入する上で、自分の人生における大切な価値観や自分自身の在り方を改めて考えられるよう、人生会議について啓発します。



エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において多職種相互の協働を推進します。また個々の高齢者の状況や変化に応じたケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する支援等を行います。

1 包括的・継続的ケアマネジメント支援

(1) ケアマネジャー支援

- ・ケアマネジメントを支援するため、地域向けの出前講座等の機会を通じて、地域包括支援センター3職種が連携しながら各種制度やサービス、ケアマネジャーの役割、介護予防に関する普及啓発を行います。
- ・新任ケアマネジャー等に対し、アセスメントや制度活用の理解等を実践的に学ぶ場を提供します。提供にあたり、居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャーと協働して取り組む環境づくりを進めます。
- ・ケアマネジャーの育成支援等を通じ、居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャー同士の連携推進を目指します。
- ・ケアマネジャーに対し、ボランティアグループ等地域におけるインフォーマルサービスについての情報提供を行います。

(2) 地域との連携

- ・民生委員児童委員とケアマネジャーの交流の場を設けるなど、地域住民と福祉・医療の専門職をつなげ、スムーズに連携が取れるよう支援していきます。
- ・エリア内施設等と連携し、地域住民向けに認知症理解講座等を行います。

2 在宅医療・介護連携推進

- ・栄区在宅医療相談室や地区薬剤師会と連携し、ケアマネジャーに対して医療に関する情報提供やケアプラン作成に必要な医療知識を習得するための研修会や事例検討会を開催します。
- ・多職種連携を目的とした勉強会等を開催し、医療と介護が連携したケアマネジメントが実践できるよう支援します。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

地域ケア会議は、多職種の専門職や地域住民の協働のもと、「高齢者個人に対する支援の充実」と「それを支える社会基盤の整備」を同時に進めための手法として地域包括支援センターが開催します。地域ケア会議を積み重ねるとともに、地域福祉保健計画とも連動しながら推進します。

1 個別レベル地域ケア会議の開催

- ・個別相談の中で具体的に対応を検討したい方について、近所の支援者や民生委員児童委員、関係機関等に参加いただき、「その方のために何ができるか・必要か」を検討します。検討を実践に移すことでその方の生活の質の向上を目指します。

2 包括レベル地域ケア会議の開催

- ・個別レベル地域ケア会議を重ねることで見えてくる地域共通の課題について、民生委員児童委員をはじめとした地域の担い手や医療関係者、介護保険事業所、区、区社会福祉協議会等で検討し、今後どのような取り組みや連携が必要とされるか等について検討します。

3 地域福祉保健計画との連動

- ・包括レベル地域ケア会議で検討された地域での取り組みを実践につなげるため、地域福祉保健計画推進のための委員会の一つ「見守りネットワーク委員会」と連携し、具体的な検討を行います。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について
事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

【基本的な考え方】

適正なケアプラン作成のため、プラン作成者の資質向上に向けた研修を定期的実施します。また、公正・中立な立場を基本に居宅介護支援事業所への委託は、委託先が偏らないように幅広い事業所へ委託します。

ケアプラン作成については、地域で行われる活動への参加もプランに加えることで、地域全体でその方の介護予防が進められるよう意識したプラン作りを心がけます。

1 利用者主体のサービス提供

・利用者の目指す自立した日常生活を継続できるよう一緒に考えていく基本姿勢を大切に支援します。また、利用者自らが十分納得し、選択できるように丁寧な説明と情報提供を行い、目標を共有したうえで、その人らしい意欲的な生活が送れるよう支援します。

2 研修・情報共有による人材育成

・定期的に勉強会や研修へ積極的に参加できるよう体制を整え、プラン作成者のスキルアップを図ります。法人独自の取り組みとして、内部講師による「介護予防支援基礎研修」及び「介護予防フォローアップ研修」を継続して開催します。

3 居宅介護支援事業所への業務委託における公正中立性の確保

・特定の事業所に委託先が偏る事などが無いように、常に所内で情報共有し幅広い事業所に委託を依頼します。また、委託先の居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、自立に資するケアマネジメントが実践できるよう、スキルアップの機会を提供します。

4 地域における介護予防の推進

・介護保険サービスなどのフォーマルサービスだけでなく、地域の資源である地域活動などのインフォーマルサービスも積極的に活用しケアプランを作成します。また、プランを立てるにあたり不足していると思われる社会資源について、委託先の居宅介護支援事業所のケアマネジャー等から情報収集・分析し、地域支援に活かします。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

適体力向上・認知症予防などの介護予防講座や体操教室等を企画・運営することで、介護予防に対する意識づけや取り組むきっかけを作ります。また、講座や事業の終了後も継続して自発的な介護予防への取組につながるよう支援します。

1 地域における介護予防活動の支援

- ・地域で開催されているサロンや体操教室、元気づくりステーション、シニアクラブ等で出前講座を開催し、介護予防に関してお伝えしたり、脳トレや体操、音楽療法等のプログラムを提供することで活動を支援します。
- ・地域ケアプラザにて「ミニデイ・サロン連絡会」を開催し、各サロンの横のつながりを作ったり、転倒予防体操等それぞれのサロンで使えるプログラムをお伝えすることで活動を支援します。また各サロンの運営上の課題等についても把握し必要に応じて対応します。

2 自主事業での取組

- ・「豊田スクエアステップ」を月2回開催し、高齢者の転倒予防・介護予防・認知機能向上・生活習慣病予防などに効果のあるエクササイズを行います。また地域ケアプラザに来るには距離のある金井町に出張してスクエアステップを行う「金井町スクエアステップ」も月1回開催します。
- ・「豊田スリーAプログラム」を月2回開催し、手遊びやリズム遊び、ゲーム等で脳の活性化を図ることができるプログラムを行います。また、飯島町内会館に出張して行うスリーAプログラム「A I A I A I の会」を月1回開催します。



▲豊田スクエアステップの様子

3 活動の創出、担い手育成

- ・生活支援コーディネーターと連携し、地域における介護予防グループ立ち上げとその担い手育成のための講座「豊田スタイル」を開催します。グループを立ち上げたい場所を会場として近隣の方に参加いただき、介護予防プログラムについて伝えるとともに、講座終了後も活動が続けられるよう支援します。

4 横浜市の制度を活用した取組

- ・横浜市が『健康長寿日本一』を目指した取組として実施している「よこはまウォーキングポイント」や「よこはまシニア ボランティアポイント」等のよこはま健康スタイル推進事業について周知し、健康増進を進めます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

1 地域ケア会議を活用したネットワークの構築

- ・多職種における効果的なネットワークを構築するためには、そのネットワークを通じて高齢者個人に対する支援の充実を図るとともに、個人の生活を支える社会基盤の整備を図る必要があります。
- ・上記を達成するための1つの手法として「地域ケア会議」があります。個別レベル地域ケア会議や包括レベル地域ケア会議を開催することで支援方法や必要な地域活動等について関係者間で具体的な検討ができ、より実践的なネットワーク構築につながります。

2 地域ケアプラザ5職種連携の推進

- ・地域包括支援センター3職種は、地域活動交流コーディネーターおよび生活支援コーディネーターと連携し、各職種がそれぞれ構築しているネットワークを把握・共有することで、地域ケアプラザとして持つネットワークを広げ、強化します。
- ・これらのネットワークを基盤としながら、地域ケア会議や地域福祉保健計画等の推進を通じて効果的な包括的支援事業実施につながります。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

【基本的な考え方】

介護保険法の目的に添い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うと同時に、利用者の家族が身体的、精神的負担を軽減できるよう介護計画（居宅サービス計画）を作成します。身近な相談・支援の窓口としての機能が発揮できる居宅介護支援事業所を目指します。

1 尊厳の保持・自立支援の視点

- ・利用者の意思を尊重し、心身の状況や環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活（要介護状態の予防、軽減又は悪化の防止等）が送れることを目標にして、居宅サービス計画を作成します。
- ・また、介護保険サービスなどのフォーマルサービスだけでなく、地域の資源である地域活動等のインフォーマルサービスも積極的に活用します。

2 多職種、関係機関との連携

- ・区や地域包括支援センター、地域の福祉・保健・医療サービス、ボランティア団体等の関係機関と連携を図ります。また、多様な事業者から総合的かつ効率的にサービスが提供されるように調整します。その際には公の施設における事業提供であることを踏まえ、公正中立な立場で対応します。

3 個別課題から地域課題へ

- ・利用者支援を通じて把握した個別課題を整理し積み重ねていくことが、地域課題の把握につながると考えます。そのため、整理した個別課題を地域包括支援センターや区、区社会福祉協議会に発信するとともに、地域の社会資源である居宅介護支援部門として、他部門と連携し地域課題の解決に取り組めます。

4 研修・情報共有による人材育成

- ・定期的に勉強会や研修へ積極的に参加できるよう体制を整え、ケアマネジャーのスキルアップを図ります。

法人内研修：事例検討研修、課題整理総括表研修等

所内研修：施設見学・アセスメント・対人援助技術研修等

(6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

本会の理念に基づいたデイサービス提供方針により、利用者一人ひとりの生き方を大切に、その人らしく生き活きと健やかに過ごせるようにサービスを提供します。また、ご家族に対しては単なるサービス提供の場ではなく、安心して生活上の相談ができる身近な窓口として、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるように取り組みます。

1 自立支援・重度化防止の視点

- ・ご自身でできることを増やし、ご自宅で生き生きと過ごしていただけるように利用者の意欲や能力を引き出す支援に努めます。一人ひとりの状態をアセスメントし、その人に必要な支援内容を検討、ご自身の“できる”を奪わない支援に努めます。
- ・体操や歩行訓練では、ご自宅での生活を送るために目的のある動作を取り入れます。歩行訓練では機能訓練指導のため看護師がついて行うほか、廊下に運動プログラムを張り出し、運動したい時にできるよう工夫します。
- ・個別性を尊重し、ご自身で選択・自己決定できるように選択制プログラムを提供します。
レクリエーション内容：カラオケ・麻雀・オセロ・ドリル・折り紙等

2 地域住民、関係機関との連携と福祉人材育成

- ・地域に開かれた施設として、ボランティアを積極的に受け入れ、交流を広げます。また、小中学校や保育園からの子どもを受け入れ、利用者子どもたちの交流を図るとともに、高齢者や認知症理解のきっかけづくりを行います。
- ・教員免許取得実習生や福祉系専門学校からの実習生、横浜市職員研修や企業の新入社員研修等幅広く受け入れ、次の世代を担う人材育成に協力します。
- ・健康体操、レクリエーション、福祉用具の使い方、介護技術介護技術等の講師として職員が地域に出ることで、地域福祉の推進に寄与するとともにデイサービスを知っていただくきっかけづくりを行います。

3 職員の資質向上

- ・本会の研修計画にプラザ独自の研修プログラムを設定し、習熟度に合わせた研修に参加できる体制を整えます。また、研修参加が難しい職員に対しても会議等を通してミニ研修を実施し、専門職としての知識・技術を向上するよう努めていきます。

研修内容：事故予防研修・感染症研修・認知症ケア研修・マナー接遇研修・虐待防止研修 等

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

1 人件費

- ・地域活動交流部門は当該地域における地域福祉を住民とともに推進し、地域包括支援センターは専門部署として相談や事業を実施します。各部門の効果的な業務推進、質の高いサービス提供ができるよう、経験と知識のある職員の配置が可能な額を積算します。

2 事業費

- ・事業計画を基本に講座の材料費相当分など受益者負担も適正に徴収することとして費用を積算します。期中における新たな取組による費用発生も想定されますが、限られた人員の中で事業を拡大し続けることは困難であるため、既存事業の見直しを行い予算の範囲内で執行に努めます。

3 事務費

- ・特に施設利用者の使用する備品類の劣化が進んでいるため、指定期間中に計画的に更新できるような費用を配分します。光熱水費は引き続き省エネを徹底することで費用の増額は見込まずに積算します。

4 管理費

- ・利用者の安全性、快適性に直結する設備保守費用、清掃費用は不足することがないように、前指定管理期間中の金額を基本に積算します。

以上のような費用積算の考え方により費用を積算し、指定管理料の不足分は介護保険事業の利用料収益を活用して充当する計画とします。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1 利用料金の収支の活用について

- ・経験豊富な職員を地域包括支援センター等、指定管理料での事業部門に配置することとし、指定管理料に不足分が生じた場合には、介護保険事業における収支差額（収益）を充て、質の高いサービスを提供します。
- ・また、上記の充当後の収支差額（収益）を、地域活動の推進に取り組む財源として活用することを検討します。

2 運営費の効率性について

(1) 一括入札・契約の実施

市内で複数の指定管理施設を受託している利点を活かし、引き続き建物や設備保守管理業務契約等の一括入札が可能な契約を集約し、効率的な運営費の執行に努めます。また、備品・消耗品についても一括購入するなどし、経費の節減に努めます。

(2) 省エネの徹底

利用者の快適性を損なわない範囲で節電、節水を徹底して費用の縮減に努めます。

(3) 契約における競争性の確保

本会経理規程に則り、保守管理契約はもとより、施設単体で契約する備品や消耗品の購入に至るまで入札や見積もり合わせを行って業者の競争性を確保し、経費の縮減に努めます。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進による効率性の向上

ノー残業デー、年休取得目標の設定などワーク・ライフ・バランスを推進することで職員の業務の効率性を向上させ、職員の定着率を上げるとともに超過勤務経費の縮減を図ります。

(5) スケールメリットを活かした職員採用、育成

職員採用の事務と職員育成のための研修を法人が一括で行うことで、施設単位での職員採用、育成に係るコストを軽減します。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

【豊田地域ケアプラザの先駆的な取り組み】

支え合い連絡会において地域主体で進められている地域福祉保健計画を地域支援の中心に据え、地域包括ケアシステムや生活支援体制整備事業をそれに連動させることで、地域における検討の場所が明確になり、様々な推進に繋がりました。

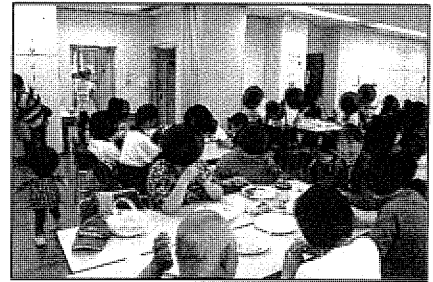
1 新たな活動の創出

(1) ちょいボラグループ「飯島お手伝い隊」

- ・H29年度から地域の方々と勉強会をはじめ、H30年10月に立ち上がりました。単町ではなく飯島町内8つの自治会町内会の協力による立ち上げが特徴です。立ち上げにあたっては住民アンケートや広く参加の呼びかけをしたことで、50人程の担い手が集まり、庭木の手入れやゴミ出し、片付け等介護保険では対応できないちょっとした困りごとに対応しています。

(2) みんなの居場所「たまり場とよだ」

- ・H29年度の地域の方々と勉強会からスタートし、H30年7月に立ち上がりました。参加者も様々な年代の方で毎月100人を超えるなど、みんなの居場所として少しずつ浸透していきんでいます。また、メニューをカレーに決めたことで食材の寄付も集まりやすくなっています。



▲たまり場とよだの様子

2 個別相談対応と地域包括ケア推進

(1) 相談対応から

- ・個別相談では、H28年度相談延べ数1,971件→H30年度2,203件と増加傾向にあります。また独居の方に関する相談もH28年度426件→H30年度498件、介護保険に関する相談はH28年度1,348件→1,666件となっており、全体的に高齢化が進んでいることが数字からも見えます。
- ・個別相談に適切に対応できるよう、地域包括支援センターの3職種では地域別に民生委員児童委員と心配なケース等について情報共有しました。相談しやすい関係づくりを行えたことで、素早い個別対応が可能となりました。

(2) 認知症の方の居場所

- ・個別相談から、認知症の方の見守り体制や居場所づくりの重要性を認識、まずは地域ケアプラザの自主事業として認知症の方の居場所づくりを行いました。「ガーデニング部」と名付け、地域ケアプラザ周りで花や野菜の手入れをしたり、借りた畑で年間を通じて野菜づくり等を行いました。認知症の方でも参加しやすい内容になっています。

3 広報紙の充実

- ・豊田地域ケアプラザのことを知っていただくとともに、地域で活躍している方やグループ等をより広く伝えるため、広報紙をカラー刷りで写真を多いものに変更しました。「非常に読みやすい」と好評をいただいております、掲載された団体からも喜ばれています。



(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

平成 28 年度から平成 30 年度まで、資格要件を満たした職員の適正配置を行いました。

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市豊田地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	12,108,150
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	396,765
事業費(税込)	地域交流事業、世代間交流、ボランティア育成・支援事業、障害児者余暇支援事業、子育て支援事業等	2,499,850
事務費(税込)	備品費、通信運搬費、複合機リース、事務消耗品費等	200,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	5,177,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△396,765
施設使用料相当額 ※2		△1,970,000
合 計		18,489,000

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2：指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	
事業費(税込)	協議体、ネットワーク構築等生活支援体制整備事業	
事務費(税込)	備品費、通信運搬費、研修費等	
合 計		5,802,000

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費)	25,440,250
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	6,940,735
事業費(税込)	権利擁護啓発事業、包括的継続的ケアマネジメント事業、介護予防普及啓発事業、介護者教室等	1,781,750
事務費(税込)	備品費、通信運搬費、複合機リース、事務消耗品費等	200,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	1,376,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△6,940,735
合 計		29,554,000

※4：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費（税込）	講師謝金、会場使用料、消耗品費等	154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	18,489,000	18,489,000	18,489,000	18,489,000	18,489,000
		生活支援体制 整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000
		地域包括支援 センター運営 (c)	29,554,000	29,554,000	29,554,000	29,554,000	29,554,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)～(d)	53,999,000	53,999,000	53,999,000	53,999,000	53,999,000
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000
		居宅介護支援 事業	14,064,000	14,064,000	14,064,000	14,064,000	14,064,000
		通所系サービ ス事業	95,135,000	95,135,000	95,135,000	95,135,000	95,135,000
	その他収入		220,000	220,000	220,000	220,000	220,000
	収入合計(A)		168,218,000	168,218,000	168,218,000	168,218,000	168,218,000
内 訳	人件費	122,740,000	122,740,000	122,740,000	122,740,000	122,740,000	
	事業費	27,001,000	27,001,000	27,001,000	27,001,000	27,001,000	
	事務費	1,350,000	1,350,000	1,350,000	1,350,000	1,350,000	
	管理費	12,992,000	12,992,000	12,992,000	12,992,000	12,992,000	
	消費税等	4,135,000	4,135,000	4,135,000	4,135,000	4,135,000	
	その他	0	0	0	0	0	
支出合計(B)		168,218,000	168,218,000	168,218,000	168,218,000	168,218,000	
収支(A-B)		0	0	0	0	0	

団体の概要

(令和 2 年 1 月現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんよこはまししゃかいふくしきょうぎかい) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会			
所在地	〒231-8482 横浜市中区桜木町 1 丁目 1 番地			
設立年月日	昭和 26 年 3 月 (昭和 28 年 3 月 社会福祉法人認可)			
沿革	昭和 56 年 社会福祉センター (ボランティアセンター・情報センター・研修センター) 受託 福祉情報紙「福祉よこはま」発行 昭和 59 年 地区センター・老人福祉センター受託開始 平成 3 年 在宅支援サービスセンター (現: 地域ケアプラザ) 受託開始 平成 6 年 地域福祉活動計画 策定 平成 9 年 福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」開所 平成 10 年 横浜生活あんしんセンター開所 平成 16 年 (財) 在宅障害者援護協会が統合し、障害者支援センターとして設置 平成 25 年 中長期的な組織・活動の方針「長期ビジョン」を策定 平成 26 年 横浜市地域福祉活動計画を横浜市地域福祉保健計画と一体的に策定 平成 28 年 生活支援体制整備事業受託 平成 30 年 第 4 期横浜市地域福祉保健計画			
事業内容等	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修 (5) 区社会福祉協議会の相互の連絡及び調整の事業 (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (7) 共同募金事業への協力 (8) 横浜生活あんしんセンター事業の実施 (9) 横浜市老人福祉センターの受託経営 (10) 横浜市地域ケアプラザの受託経営 (11) 障害者支援センター事業の実施 (12) 障害者更生センターの受託経営 (13) 横浜市福祉保健研修交流センターの受託経営 (14) 横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業の受託経営 (15) 横浜市社会福祉センターの受託経営 (16) 横浜市地区センターの受託経営 (17) 生活支援体制整備事業の実施			
法人税、消費税及び地方消費税滞納の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無			
財政状況	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	総収入	25, 215, 194, 127	17, 849, 621, 296	15, 493, 939, 867
	総支出	24, 660, 464, 338	19, 084, 630, 470	15, 369, 310, 618
	当期収支差額	554, 729, 789	- 1, 235, 009, 174	124, 629, 249
	次期繰越収支差額	3, 336, 778, 438	2, 101, 769, 264	2, 226, 398, 513
連絡担当者	【氏名】 XXXXXXXXXX		【所属】 社会福祉部施設管理担当	
	【電話】 045-201-2069		【FAX】 045-201-1661	
	【E-mail】 XXXXXXXXXX			
特記事項				